別表第四（第九十三条関係）

一　［略］	［略］
二　照明器具	一　エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定したランプの全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値 二　固有エネルギー消費効率は、以下の数値とする。 （一）　蛍光灯器具にあつては、経済産業大臣が定める方法により測定したランプの全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値 （二）　エル・イー・ディー・電灯器具にあつては、経済産業大臣が定める方法により測定した定格光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した定格消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値
三～二十二　［略］	［略］
二十三　電球	［略］
二十四　［略］	［略］

別表第四（第九十三条関係）

一　［略］	［略］
二　蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（家庭用品品質表示法施行令別表第三号（十二）の卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。）	経済産業大臣が定める方法により測定した全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値
三～二十二　［略］	［略］
二十三　エル・イー・ディー・ランプ	［略］
二十四　［略］	［略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。